

「介護予防事業の改正」のお知らせ

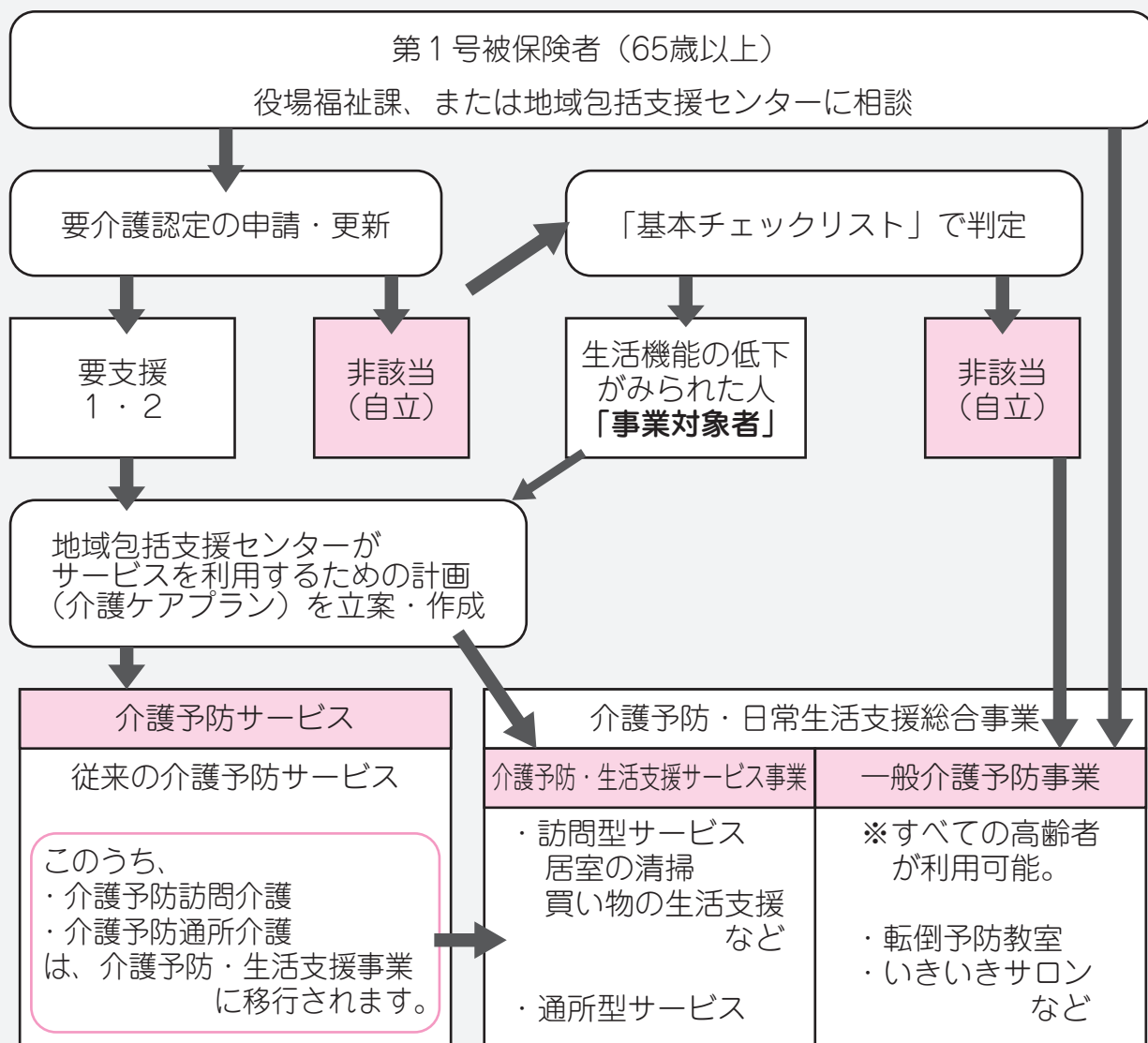
新しい総合事業が始まりました

安八郡内各町では、65歳以上のすべての人を対象として、平成30年3月1日(木)から「新しい総合事業」へ移行しました。

これまで要支援1・2の認定を受けて利用していた介護予防サービスの一部が、この事業に移行します。また、介護保険要介護認定申請の判定結果で「非該当(自立)」と判定されても、「基本チェックリスト」で判断した結果、柔軟なサービスを利用することができます。

住み慣れた地域で、安心して自立した生活を続けましょう。

相談・利用の流れ



※現在、要支援1・2の認定を受けてサービスを利用している人は、事業の枠組みは変わりますが、同様のサービスを利用できます。

※要介護1～5の人は、従来どおり介護保険の介護サービスが利用できます。

(安八郡広域連合からの資料)